

# 官報号外

昭和六十三年五月二十日

## ○第一百二回 参議院會議錄第十九号

昭和六十三年五月二十日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十九号

昭和六十三年五月二十日

午前十時開議

### 第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 第二 農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 第三 昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 第四 労働組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 第五 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を明確化し、核物質に関する業務を統一的に管理する核物質防護管理者の選任を義務づけ、また、輸送時の核物質の防護措置を義務づけるなど、所要の規定の整備を行うほか、「核物質の防護に関する条約」が处罚を求めている核物質を用いた犯罪に関し、所要の規定の整備を図るうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

○議長(藤田正明君) これより会議を開きます。

日程第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術特別委員長(飯田忠雄君)。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術特別委員長(飯田忠雄君)。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術特別委員長(飯田忠雄君)。

昭和六十三年四月二十二日

参議院議長 原健三郎

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術特別委員長(飯田忠雄君)。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の五」と、「第二十条の五」を「第二十二条の七」に、「第四十三条」を「第四十三条の三」に、「第五十一条の二十二」を「第五十二条の二十四」に、「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める。

第一条中「確保し、あわせてこれらによる災害を防止して」を「確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して」に、「関して必要な規制」を「関する必要な規制等」に改める。

第二条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、ブルトニウム(ブルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く)、ウラン二三三、ウラン二三五のウラン一二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

参議院議長 藤田 正明殿

科学技術特別委員長 飯田 忠雄

第一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力の研究、開発及び利用の進展状況に対応し、また、「核物質の防護に関する条約」への加入にあたつて必要な体制整備を行うため、原子力事業者等に対し、核物質の防護のための区域の設定をはじめとする、核物質の防護のために必要な措置を講ずる際の基準

右決議する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。



# 官報 (号外)

3

臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。

この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製鍊事業者」と、「動力炉・核燃料開発事業団及び製鍊事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第二十二条の七 加工事業者は、第二十一条の二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、

総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十一条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製鍊事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製鍊事業者」とあるのは「加工事業者」と、「内閣総理大臣」と、「製鍊施設」とあるのは「加工施設」と読み替えるものとする。

第三十三条第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

第三十三条第二項中第五号の二を第十一号とし、第五号の次に次の五号を加える。

六 第四十三条の二第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第四十三条の三第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の三第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の三第一号中「第五号の二、第五号の三又は第九号」を「第十一号、第十二号又は第十七号」に改める。

十二 第三十三条第三項第一号中「第五号の二、第五号の三又は第九号」を「第十一号、第十二号又は第十七号」に改める。

十三 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十四 第四十六条の七第二項中第六号を第十一号とし、同項第五号中「第五十一条第二項」を「第五十条の三第二項」に改め、同号の次に次の五号を加える。

十五 第四十六条の七第二項中第六号を第十一号とし、同項第五号中「第五十一条第二項」を「第五十条の三第二項」に改め、同号の次に次の五号を加える。

十六 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

十七 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

十九 第五十一条第一項の規定に違反したとき。

二十 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十一 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十二 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十三 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十四 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

三十 主務大臣は、防護措置が前条第三項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者とし、是正措置等を命ずることができる。

第四章中第四十三条の次に次の二条を加える。

(核物質防護規定)

第四十三条の二 原子炉設置者は、第三十五条第三項に規定する場合には、主務省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

五 第四十六条の七第二項中第十一号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

七 第四十六条の七第二項中第六号を第十一号とし、同項第五号中「第五十一条第二項」を「第五十条の三第二項」に改め、同号の次に次の五号を加える。

八 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

九 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十六 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十九 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十一 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製鍊事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「製鍊施設」とあるのは「原子炉施設」と読み替えるものとする。

第四十六条の七第二項中第十一号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

七 第四十六条の七第二項中第六号を第十一号とし、同項第五号中「第五十一条第二項」を「第五十条の三第二項」に改め、同号の次に次の五号を加える。

八 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

九 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十六 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十九 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十一 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十二 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十三 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

二十四 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

るところにより、防護措置を講じなければなら  
ない。

**第四十九条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。**

定に基づく總理府令の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

**第五十一条** 第一項中「行なわせることを行なせる」に改め、同条を第五十条の三とし、第五章中同条の次に次の二条を加える。

**第五十条の四 再処理事業者は、第四十八条第二項に規定する場合には、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の**

## 第二十二条の二第二項から第四項までの規定

この場合において、これらの規定中「内閣総理

臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製鍊事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製鍊事業者」とあるのは「再処理事業者」と読み替えるものとする。

**第五十一条** 再処理事業者は、第四十八条第一項

に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の扱い等の知識等について総理府令で定める要件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する  
を備える者のうちから、核物質防護管理者を選

第五十一条の十六の見出し中「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条に次の二

項を加える。

場合で政令で定める場合には、総理府令で定めることにより、防護措置を講じなければならない。

（核物質防護管理者）  
第五十一条の二十四 廃棄物管理事業者は、第五  
十二条の十六第三項に規定する場合には、特定  
核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管  
理するため、総理府令で定めるところにより、  
特定核燃料物質の取扱い等の知識等について總  
理府令で定める要件を備える者のうちから、核  
物質防護管理者を選任しなければならない。

二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉」・核燃料開発事業団及び製鍊事

業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団  
者は製鍊事業者」とあるのは「廃棄物管理事業  
者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあ  
るのは「内閣総理大臣」と、「製鍊施設」とあるの

第十六号とし、第五号を第十五号とし、第四号の

二十一

第五十六条中第四号の二)を第十一号とし、第四

号の二を第十一号とし、同条第四号中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に、「第五十九条又は第

次の六号を加える。

五 第五十七条第三項の規定による命令に違反したとしたと認めた。

卷之三

七 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第五十七条の三第一項の規定に違反したとき。

十 第五十七条の三第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

第五十七条の見出しを「(使用及び保管の基準等)」に改め、同条中「使用する」を「使用し」、又は保管するに、「しなければならない」を「保安のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めたときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができることとする。

第五十七条の次に次の二条を加える。

(核物質防護規定)

第五十七条の二 使用者は、前条第一項に規定する場合には、総理府令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条の二第二項から第四項までの規定

は、前項の核物質防護規定について準用する。

この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十七条の三 使用者は、第五十七条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、総理府令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について総理府令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者」とあり、及び「動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「製錬施設」とあるのは「使用施設等」と読み替えるものとする。

第五十八条の二中「第五十九条の二第一項」の下に「第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に、「第二十一条の二第三号」を「第二十一条の二第一项第三号」に、「第四十八条第三号」を「第四十八条第一項」に改める。

第五十九条の二第一項中「工場又は事業所」を「工場等」に改め、「必要な措置」の下に「(当該核

物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときには、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)」を加え、同条第二項中「防止」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条第四項中の「保安」の下に「及び特定核燃料物質の防護」を加え、同条第五項中「第一項に規定する」を「第一項を「防止して」に改め、同条第六項中「防止して」を「防止し」、及び特定核燃料物質を防護してに改め、同条第十一項中「防止して」を「防止し」、及び特定核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護してに改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十九条の三 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者(以下この条において「使用者等」という。)は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間ににおける当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者(本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。)を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他他の総理府令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう

2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

第六十条の見出しを「(保管者)」に改め、同条中「使用者及び」を削り、「委託された者」の下に「(以下この条において「保管者」という。)」を加え、「しなければならない」を「保安のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 保管者は、政令で定める特定核燃料物質を保管する場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、保管者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の保管の方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。第六十一条の二の二第三項中「第五十一条の十七」を「第五十一条の十七第一項」に改める。

第六十六条第二項を次のように改める。

2 第五十七条第一項、第五十八条及び第五十八条の二の規定は前項に規定する者が核燃料物質を保管し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物を廃棄する場合について、第五十七条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者が特定核燃料物質を取り扱う場合について、第五十九条及び第五十九条の二の規定は同項に規定する者及びこれらの人から運搬を委託された者が核燃料物質又は核燃料物質に



第七十八条第六号の二中「第五十一条第一項」を

第七十九条中第十一号を第二十号とし、第六号から第十号までを九号ずつ繰り下げ、第五号の五を第十四号とし、第五号の四を第十三号とし、第五号の三を第十二号とし、第五号の二を第十一号とし、同条第五号中「第五十七条」を「第五十七条规定」において準用する場合を含む。」に、「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第四号の三を第九号とし、第四号の二を第八号とし、第四号の二を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号の二を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第十二條の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の一第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二十三第一項又は第五十二条の二第一項の規定に違反した者七条の二第一項による命令に違反した者七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者七十九条中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

第二項において準用する場合を含む。)、第十一  
条の二第二項(第六十一条の二の二)  
第一項、第二十二条の三第一項若し  
くは第二項、第三十六条第一項から第三項ま  
で、第四十九条第一項若しくは第二項、第五  
十二条の十七第一項(第六十一条の二の二第  
三項において準用する場合を含む。)若しくは

(施行期日)

**第一条** この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

六号とし、第二号を第五号とし、第一号の三を第四号とし、同条第一号の二中「第五十一条第二項」を「第五十条の三第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。  
一 第十二条の三第二項（第二十二条の七第一項、第四十三条の三第二項、第五十一条第一項、第五十二条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者

第八十一一条中第五号を第十号とし、第四号の一  
を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第二項、第五十七第三項（第六十六第二項において準用する場合を含む。）、第五十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十九第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項（第六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

し、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第三十三条第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十一号とする改正規定、同条第三項第一号の改正規定、第四十六条の七第二項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十一条の十四第二項中第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十六条中第七号を第十七号とし、第六号を第十六号とし、第五号を第十五号とし、第四号の四を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十八条の二の改正規定(「第五十九条の二第一項」の下に「第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に改める部分に限る。)、第五十九条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十一条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に一項を加える改正規定及び第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に一号を加える改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び附則第四条の規定 核物質の防護に関する条約が日本国について効力を生ずる日(次号において「条約

(発効日)――(指定期)又は(第二号に規定する政令で定める日のうちいずれか早い日前の日であつて、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

一 目次の改正規定(「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める部分に限る。)及び第八章中第七十七条の前に三条を加える改正規定 条約発効日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置に関する特例)

(経過措置)  
第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に製鍊事業者(製鍊の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む)、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者(再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所を含む)、廃棄物管理事業者又は使用者である者についての改正後の第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の四第一

項、第五十一条の二十三第一項及び第五十七条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「特定核燃料物質の取扱いを開始する前に」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から九十日以内に」とする。

## 2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に

関し必要な経過措置は、政令で定める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第四条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物(次条第二項において「核燃料物質等」という。)」を「核燃料物質等」に改める。

第二条第四項中「第二条第七項」を「第一条第七項」に八項、「第一条第六項」を「第一条第七項」に改める。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第五条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第二百四十八号)の一部を次のようにより改正する。

第十五条第一項第四号中「第五十二条の十六」の下に「第五十七条第一項若しくは第二項」を加え、「保安のために必要な」を削る。

〔飯田忠雄君登壇、拍手〕

○飯田忠雄君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、核物質の防護に関する条約への加入に当たつて必要な体制整備を行うため、特定核

物質を取り扱う事業者等に対し、防護のための区域の設定を初めとする特定核物質の防護に必要な措置の基準を明確にしようとするものであります。

また、特定核物質に関する業務を統一的に管理するため、核物質防護管理者の選任の義務づけを行ふとともに、特定核物質の輸送に際し、所定の防護措置を義務づけるなど、所要の規定の整備を行ふほか、特定核物質を用いた犯罪に関して处罚の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、原子力施設における特定核物質の防護措置、低レベル及び高レベル放射性廃棄物の処理処分技術開発、海外からの返還廃棄物対策、ブルトニウム空輸に伴う危険性、核シャックル対策等広範にわたり質疑が行われ、さらに参考人から意見を聴取するなど、長時間にわたる熱心な審議が行われました

が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して稻村委員より本法律案に對し反対の旨の意見が述べられました。

〔飯田忠雄君登壇、拍手〕

本法律案は、最近における農業をめぐる情勢

の改善と農村地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たつては次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 農村地域への工業等の導入に当たつては、優良農地の確保、公害の防止等に十分配慮すること。

また、農村地域への工業等の導入と相まつて、農業構造等の改善を図るために、農業生産基盤・農村環境の整備、農地保有の合理化等を一

体的に推進すること。

二 道路貨物運送業等新導入対象業種を農村地域へ導入・定着させ、安定的な地元雇用が確保されるよう、関係業界、地方自治体等に対し十分な指導を行うこと。

また、産業構造の変化、産業の地方分散の動向等を踏まえ、必要に応じ、対象業種の適切な拡大を検討すること。

三 今回新設される広域的見地からの計画制度の運用に当たつては、導入地区の選定、各市町村の役割分担等について十分な事前調整を行い、関係

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(藤田正明君) これより採決をいたしました。〔賛成者起立〕  
○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。  
よつて、本案は可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

じょうとするとともに、広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進するための制度を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。  
一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

二、附帯決議  
政府は、農村地域への工業等の導入が、農業構造の改善と農村地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たつては次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。  
一 農村地域への工業等の導入に当たつては、優良農地の確保、公害の防止等に十分配慮すること。

また、農村地域への工業等の導入と相まつて、農業構造等の改善を図るために、農業生産基盤・農村環境の整備、農地保有の合理化等を一

体的に推進すること。

二 道路貨物運送業等新導入対象業種を農村地域へ導入・定着させ、安定的な地元雇用が確保されよう、関係業界、地方自治体等に対し十分な指導を行うこと。

また、産業構造の変化、産業の地方分散の動向等を踏まえ、必要に応じ、対象業種の適切な拡大を検討すること。

三 今回新設される広域的見地からの計画制度の運用に当たつては、導入地区の選定、各市町村の役割分担等について十分な事前調整を行い、関係

都道府県・市町村が一体となつて取り組むこと

ができる体制が確立されるよう指導すること。

その他の社会経済情勢の推移にかんがみ、工業に加え、新たに道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業についてその農村地域への導入を積極的かつ計画的に促進するための措置を講

審査報告書  
農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案  
参議院議長 藤田 正明殿

農林水産委員長 岡部 三郎

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十九日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農業をめぐる情勢

の改善と農村地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たつては次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 農村地域への工業等の導入に当たつては、優

良農地の確保、公害の防止等に十分配慮すること。

また、農村地域への工業等の導入と相まつて、農業構造等の改善を図るために、農業生産基盤・農村環境の整備、農地保有の合理化等を一

体的に推進すること。

二 道路貨物運送業等新導入対象業種を農村地域へ導入・定着させ、安定的な地元雇用が確保されよう、関係業界、地方自治体等に対し十分な指導を行うこと。

また、産業構造の変化、産業の地方分散の動向等を踏まえ、必要に応じ、対象業種の適切な拡大を検討すること。

三 今回新設される広域的見地からの計画制度の運用に当たつては、導入地区の選定、各市町村の役割分担等について十分な事前調整を行い、関係

四 最近の円高等を背景とする工業の海外立地の増加及び新興工業国との輸出競争や国内マーケットにおける競争の激化傾向に対処する等のため、農村地域への円滑な工業等の導入に必要な用地の確保、道路、通信・運輸施設等の整備と併せ、研究、情報、人材育成機能等のソフト面での産業基盤の整備も促進すること。

五 工業等の導入が十分には行われておらず、安定期した就業機会が不足している地域に対し重点的に工業等を誘導するための条件を整備するとともに、付加価値の向上にも配慮した地場産業等の育成を図る施策の強化拡充に努めること。

六 農村地域に導入される工業等に地元住民が円滑に就業できるよう、雇用情報の収集・提供、職業紹介の充実、職業訓練等の実施に必要な施策の強化拡充を図ること。

右決議する。

農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年五月十二日

衆議院議長 原 健二郎

参議院議長 藤田 正明殿

農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案  
農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案

農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改定する。

題名を次のように改める。

農村地域工業等導入促進法

第一条中「工業」を「工業等」に改める。  
第二条に次の二項を加える。

2 この法律において「工業等」とは、工業、道路、貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

第三条の見出しを「農村地域工業等導入基本方針」に改め、同条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改める。

第四条の見出しを「農村地域工業等導入基本計画」に改め、同条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項第四号中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地（工場の附帯施設の用に供する土地を含む）」を「工場用地等（工場用地その他の工業等の用に供する土地をいう）」に改め、同項第五号中「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「工業」を「工業等」に改める。

第五条の見出しを「農村地域工業等導入実施計画」に改め、同条第一項中「工業」を「工業等」に、「すでに」を「既に」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項第一号中「工業」を「工業等」に、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、

同項第五号中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等」に改め、同項第六号中「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項第三項とし、同条第一項の次に

「工場用地等、共同流通業務施設」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

「工場用地等、共同流通業務施設」に改め、「工場用地等」に改め、「設備」の下に「のうち自治省令で定めるもの」を加え、「工場用の」を削り、「政令で定める場合」を「自治省令で定める場合」に、「行なわれた」を行なわれたに改める。

2 都道府県は、前項に規定する場合のほか、一市町村の区域を超える広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進することが相当と認められる場合として政令で定める要件に該当する場合には、次に掲げる要件に該当する農村地

域内の一定の地区を定め、実施計画を定めることができる。ただし、既に他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。

一 その地区に工業等を導入することにより、市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

二 その地区への工業等の導入と相まって、市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

三 その地区に立地することが適当な工業等を導入することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

四 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

五 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

六 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

七 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

八 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

九 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

十 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

十一 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

十二 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

十三 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

十四 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

十五 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

十六 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

十七 その地区に立地することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

内に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第九条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改め、「工場用の」を削り、「行なう」を行なうに改める。

第十条中「工業導入地区的うち政令」を「工業等導入地区的うち自治省令」に、「製造の事業」を「工業等」に改め、「設備」の下に「のうち自治省令で定めるもの」を加え、「工場用の」を削り、「行なう」を行なうに改める。

第十二条中「行なう工場用地」を「行う工場用地」に改める。

第十三条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第十四条中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設」に改める。

第十五条中「工業」を「工業等」に改める。

第十六条中「工業」を「工業等」に改める。

第十七条中「工業」を「工業等」に改める。

第十八条中「工業」を「工業等」に改める。

第十九条中「及び労働大臣」を「労働大臣及び運輸大臣」に改める。

第二十条中「工場用地等、共同流通業務施設」に改める。

第二十一条中「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第二十二条中「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第二十三条中「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第二十四条中「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第二十五条中「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第二十六条中「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第二十七条中「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第二十八条中「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第二十九条中「工場用地」を「工場用地等」に改める。



第三条第三項中「農村地域工業導入基本方針」を「農村地域工業等導入基本方針」に改める。

第五条第一項中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に改める。

第八条第二項中「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改める。

第五条第二項中「農村地域工業導入促進法第五条第三項」に、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改める。

〔岡部三郎君登壇、拍手〕

○岡部三郎君　だだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業をめぐる情勢その他の社会経済情勢の推移にかんがみ、工業に加え、新たに道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業についてその農村地域への導入を積極的かつ計画的に促進するための措置を講ずるとともに、広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進するための制度を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、農村地域への工業導入の実績、農村雇用及び農業構造改善に及ぼした影響、社会資本整備対策、新対象業種の今後の見通し、円高の導入企業に及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君)　これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君)　総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(藤田正明君)　日程第三　昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長谷川寛三君。

審査報告書

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の合

合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十九日

地方行政委員長　谷川　寛三

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年五月十九日

地方行政委員長　谷川　寛三

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認められる。

第一条の見出しを「昭和六十二年度における年金の額の改定の特例」に改め、同条第一項中「第三項において」を「以下」に改め、「この項」の下に「及び第三条第一項」を加え、同条第三項中「含む」の下に「。第三条第三項において同じ」を加え、「同条」を「共済法第七十四条の二」に改める。

第一条の見出しを削り、同条第一項中「次項」の下に「及び第四条第二項」を、「旧共済法による年金である給付」の下に「(第四条第一項において「旧共

済法による年金である給付」という。」を加え、同条第二項中「含む」の下に「。第四条第二項において同じ」を加え、「同条」を「昭和六十改正法附則第九十五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和六十三年度における年金の額の改定の特例)  
第三条　共済法による年金である給付について  
は、昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十二年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条　前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

題名中「昭和六十二年度」の下に「及び昭和六十年度」を加える。

第一条の見出しが「昭和六十二年度における年金の額の改定の特例」に改め、同条第一項中「第三項において」を「以下」に改め、「この項」の下に「及び第三条第一項」を加え、同条第三項中「含む」の下に「。第三条第三項において同じ」を加え、「同条」を「共済法第七十四条の二」に改める。

第一条の見出しを削り、同条第一項中「次項」の下に「及び第四条第二項」を、「旧共済法による年金である給付」の下に「(第四条第一項において「旧共

済法による年金である給付」という。」を加え、同条第二項中「含む」の下に「。第四条第二項において同じ」を加え、「同条」を「昭和六十改正法附則第九十五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和六十三年度における年金の額の改定の特例)  
第三条　共済法による年金である給付について  
は、昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十二年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条　前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第十九条の規定の適用については、同条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

この法律は、  
昭和六十三年四月一日から施行する。  
この法律は、  
昭和六十三年四月一日から施行する。

## 附 則

（公布の日）  
昭和六十三年四月一日から施行する。

〔谷川寛三君登壇、拍手〕

○谷川寛三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置に依り、地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金等について、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の年金の額を改定することを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、共済年金の改定と恩給の改定等との格差、公的年金一元化、共済年金の資金運用及び共済年金の支給回数等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田正明君） 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十三年度一般会計予算に約七億七千七百万円が計上されている。

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（藤田正明君） 一部を改正する法律案

一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長関口惠造君。

○議長（藤田正明君） 日程第四 労働組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長関口惠造君。

## 審査報告書

○議長（藤田正明君） 本院においてこれを修正議決した。

労働組合法等の一部を改正する法律案

右は内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年五月十七日

衆議院議長 原 健三郎  
参議院議長 藤田 正明殿

（小字及び一は衆議院修正）

労働組合法等の一部を改正する法律案

労働組合法等の一部を改正する法律案

（労働組合法の一部改正）

第一条 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「使用者を代表する者」の下に「（以下「使用者委員」という。）」を、「労働者を代表する者」の下に「（以下「労働者委員」という。）」を、「公益を代表する者」の下に「（以下「公益委員」という。）」を加え、同条第三項を削り、

同条第四項中「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第二十二項までを削り、同条の次に次の十二条を加える。

（中央労働委員会）

第十九条の二 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人をもつて組織する。

使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、国営企業（国営企業業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号に規定する国営企業をいう。第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基いて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、同法第二条第二号に規定する職員（以下この章において「国営企業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基いて、公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるわらず、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めるなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその公益委員を罷免しなければならない。

- 5 公益委員の任命については、そのうち六人が同一の政党に属することとなつてはならない。
- 6 中央労働委員会の委員（次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。（委員の欠格条項）
- 第十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
- 一 禁治産者又は準禁治産者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなまるまでの者
  - 三 国会又は地方公共団体の議会の議員
  - 四 國營企業職員又は國營企業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
  - 五 委員となることができない。
- 第十九条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き在任するものとする。（公益委員の服務）
- 第十九条の六 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
- 2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。（委員の失職及び罷免）
- 第十九条の七 委員は、第十九条の四第一項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。公益委員が同条第二項各号のいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。
- 2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。（委員の任期等）

- 第十九条の八 委員は、別に法律の定めるとおりにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。（委員の給与等）
- 第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。（中央労働委員会の会長）
- 第十九条の十 中央労働委員会にその事務を理大臣」とあるのは「労働大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「中央労働委員会」と読み替えるものとする。
- 3 第十九条の五第一項本文及び第二項、第十九条の七第二項並びに第十九条の八の規定は、地方調整委員について適用する。この場合において、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「中央労働委員会」と読み替えるものとする。
- 2 会長は、中央労働委員会の会務を總理し、中央労働委員会を代表する。
- 3 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。
- 4 中央労働委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選舉により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならぬ。（地方調整委員）
- 第十九条の十一 中央労働委員会にその事務を整理させるために事務局を置き、事務局に会長の同意を得て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局に、地方における事務を分掌させるため、地方事務所を置く。
- 3 地方事務所の位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。（地方労働委員会）

- 第十九条の十二 地方労働委員会は、都道府県が設けるものとする。
- 2 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人（東京都が設けるものに限る）、各一人（大阪府が設けるものに限る。）又は各九人、各七人若しくは各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。
- 3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、地方調整委員は、中央労働委員会の同意を表す。（地方調整委員）

て、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

**4 第十九条の二、第十九条の三第五項及び第六項本文、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の二中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十九条の三第五項中「そのうち六人以上」とあるのは「公益委員の数が十三人の地方労働委員会にあつてはそのうち六人以上、公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつてはそのうち五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはそのうち四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはそのうち三人以上、公益委員の数が五人の地方労働委員会にあつてはそのうち二人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「運輸大臣」と、前条第一項中「都道府県が」は「運輸大臣」と、前条第一項中「都道府県」とあるのは「船員中央労働委員会の委員」と、第十九条の十一第一項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、前条第一項中「都道府県が」とあるのは各地方運輸局の管轄区域（政令で定める地方運輸局にあつては、政令で定める区域を除く。）及び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、第二十五条第一項中「国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全國的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。」による第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全國的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。**

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、運輸大臣が任命する。

4 中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定（第十九条の三第一項から第四項まで及び第六項ただし書、第十九条の四第二項、第十九条の六、第十九条の七第一項後段、第四項及び第五項、第十九条の十、第十九条の十一第二項及び第三項、前条第二項、第三項及び第四項後段（第十九条の十一第一項中「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局長、事務局次長一人以内及び必要な職員」と読み替えるものとする。）

5 公益委員は、自己の行為によって前項の規定により読み替えた第十九条の三第五項

の規定に抵触するに至ったときは、当然退職するものとする。

（船員労働委員会）

員会について適用する。この場合において、第十九条の二中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十九条の三第五項中「六人以上」とあるのは「三人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、

あるいは「三人以上」と、第十九条の八と、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「船員中央労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは

中央労働委員会の地方調整委員又は地方調整委員であつた者も、同様とする。

**2 第二十四条に次の二項を加える。**

中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するものほか、国営企業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

**13 中央労働委員会は、第二十四条第一項の規定にかかるわらず、中央労働委員会に係属している事件に関し、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則の定めるところにより、公益を代表する地方調整委員に第一項の申立て又は第五項若しくは第十一項の再審査の申立てに係る調査又は審問を行わせることができる。この場合において、使用者を代表す**

5 前条第五項の規定は、船員中央労働委員会の公益委員について準用する。

第二十三条に後段として次のように加える。

第二十七条に次の二項を加える。

13 中央労働委員会は、第二十四条第一項の規定にかかるわらず、中央労働委員会に係属している事件に関し、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則の定めるところにより、公益を代表する地方調整委員に第一項の申立て又は第五項若しくは第十一項の再審査の申立てに係る調査又は審問を行わせることができる。この場合において、使用者を代表す

る地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、当該審問に参与することができる。

(労働関係調整法の一部改正)

第二条 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「基いて」を「基づいて」に改め、「使用者を代表する委員」の下に「（国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する国営企業担当使用者委員（次条において「国営企業担当使用者委員」という。）を除く。）を、「労働者を代表する委員」の下に「（同法第二十五条に規定する国営企

業担当労働者委員（次条において「国営企業担当労働者委員」という。）を除く。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第八条の三 中央労働委員会が第十条の斡旋員候補者の委嘱及びその名簿の作製 第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち国営企業担当使用者委員以外の委員（第二十一

条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代表する委員のうち国営企業担当労働者委員以外の委員（同項において「一般企業担当労働者委員」という。）並びに「一般企業担当労働者委員」という。の名前を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する八人の委員及び会長（同項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

第十二条に次の二項を加える。

労働組合法第十九条の十第一項に規定する

地方において中央労働委員会が処理すべき事

件として政令で定めるものについては、中央

労働委員会の会長は、前項の規定にかかるわざ、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名する

ことが適當でないと認める場合は、この限りでない。

第二十一条中「使用者を代表する委員」の下に「（中央労働委員会にあつては、一般企業担当使用者委員）を加え、「の中から」を「のうちから」に改め、「労働者を代表する委員」の下に「（中央

労働委員会にあつては、一般企業担当労働者委員）を加え、同条に次の二項を加える。

労働組合法第十九条の十第一項に規定する

地方において中央労働委員会が処理すべき事

件として政令で定めるものについては、中央

労働委員会の会長は、前項の規定にかかるわ

ざ、同条第一項に規定する地方調整委員のう

ちから、調停委員を指名する。ただし、中央

労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適當でないと認める場合は、この限りでない。

第三十一条の二中「の中から」を「のうちから」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」と、「なされ」を「され」と、「聞いて」を「聽いて」と、

「なされ」を「され」と、「聞いて」を「聽いて」と、

「委員又は」を「委員（中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員）又は」に改める。

附則第三条及び第四条を削る。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第二条 国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第十七条・第十八条）」を「（第十七一条・第十九条）」に、「国営企業労働委員会（第十九条・第二十五条の七）」を「削除」に、「第二十六条」を「第二十五条」に、「第四十一条」を「第四十条」に改める。

第三条の見出し中「関係」を「関係等」に改め、同条第一項中「及び第十八条から第三十二条まで」を「、第十八条、第二十七条第九項中段及び後段、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条」に改め、「労働者を代表する委員」の下に「（中央

労働委員会にあつては、一般企業担当労働者委員）を、「公益を代表する委員」の下に「（中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員）」を加え、同条に次の二項を加える。

労働組合法第十九条の十第一項に規定する

地方において中央労働委員会が処理すべき事

件として政令で定めるものについては、中央

労働委員会の会長は、前項の規定にかかるわ

ざ、同条第一項に規定する地方調整委員のう

ちから、調停委員を指名する。ただし、中央

労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適當でないと認める場合は、この限りでない。

第十九条 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てが当該解雇がされた日から一月を経過した後にされたものであるときは、委員会は、同条第二項の規定にかかるわ

らず、これを受けることができない。

2 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てを受けたときは、委員会は、当該申立ての日から一月以内に同条第四項の命令を発するようしなければならない。

第十九条の次に次の章名を付する。

第五章 削除

第二十条から第二十四条までを次のように改

りが適當でないと認められる場合は、この限りでない。

第三条に次の二項を加える。

前項の審査委員会に関する事項その他の同項の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四条第二項中「国営企業労働委員会は、組合」を「委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合（以下「組合」という。）に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定による委員会の事務の処理には、委員会の公益を代表する委員のみが参与する。

第五章の章名を削り、第十九条を次のように改める。

前項の規定による委員会の事務の処理には、委員会の公益を代表する委員のみが参与する。

第五章の章名を削り、第十九条を次のように改める。

前項の規定による委員会の事務の処理には、委員会の公益を代表する委員のみが参与する。

第二十条から第二十四条まで 削除

第二十五条を次のよう改める。

(国営企業担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長

(次条第二項、第二十九条第二項及び第三十

四条第二項において「国営企業担当公益委員」という)、労働組合法第十九条の三第二項に規定する国営企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員(次条第二項及び

第二十九条第二項において「国営企業担当使

用者委員」という)並びに同法第十九条の三

第二項に規定する国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命され

た同項に規定する四人の委員(次条第二項及び第二十九条第二項において「国営企業担当

労働者委員」という)のみが参与する。この

場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二から第二十五条の七まで及び第六章の章名を削り、第二十五条の前に次の章名を付する。

## 第六章 あつせん、調停及び仲裁

第二十六条第二項中「委員、第二十九条第三項」を「国営企業担当公益委員、国営企業担当使用者委員若しくは国営企業担当労働者委員若し

くは第二十九条第四項」に改め、「若しくは第三

十条の地方調停委員会の調停委員」を削り、同

条第六項を削り、同条第五項中「委員会の行う」

を第一項の「に改め、同項を同条第六項とし、

第三号第四項を同条第五項とし、同条第三項中

「委員又は地方調停委員会の調停委員」を「委員

会の委員又は労働組合法第十九条の十一項に規定する地方調整委員」に、「以下」を次項において」に改め、同項を同条第四項とし、同条第

二項の次に一項を加える。

第三十条 削除

地方において中央労働委員会が処理すべき事

件として政令で定めるものについては、委員

会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条

第一項に規定する地方調整委員のうちから、

調停委員を指名する。ただし、委員会の会長

が当該地方調整委員のうちから調停委員を指

名することが適当でないと認める場合は、こ

の限りでない。

第三十一条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十二条中「又は地方調停委員会」を削る。

第三十三条中「地方調停委員会並びに」を削

る。

第三十四条第一項中「委員会の公益委員」を

「国営企業担当公益委員」に改める。

第四十条第三項中「行政不服審査法」の下に

「(昭和三十七年法律第百六十号)」を加える。

第四十一条を削る。

附則

(施行期日)

第七条の規定の適用については、国営企業の運営の実態にかかる、労働関係の適正化を促進し、もつて国営企業の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

第三十四条第一項中「又は地方調停委員会」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

第二十九条第二項中「委員会の公益委員」を

「国営企業担当公益委員」に、「委員会の使用者委員」を「国営企業担当使用者委員」に、「委員会の労働者委員」を「国営企業担当労働者委員」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「二項」に改め、同項を同条第四

項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事

件として政令で定めるものについては、委員

の会長は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行第一項に規定する地方調整委員のうちから、

調停委員を指名する。ただし、委員会の会長

が当該地方調整委員のうちから調停委員を指

名することが適当でないと認める場合は、こ

の限りでない。

第三十三条を次のように改める。

第三十四条第一項に規定する地方調整委員のうちから、

調停委員を指名する。ただし、委員会の会長

が当該地方調整委員のうちから調停委員を指

名することが適当でないと認める場合は、こ

の限りでない。

第三十五条を次のように改める。

第三十六条第一項に規定する中央労働委員会の委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

3 第一条の規定による改正後の労働組合法第九条の三第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後最初に公益委員が任命される場合について準用する。

4 この法律の施行の際現に国営企業労働委員会事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、中央労働委員会事務局の職員となるものとする。

(手続規則に関する経過措置等)

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する第一条の規定による改正前の労働組合法第二十六条の規定に基づき中央労働委員会が定めた手続規則(以下この項において「旧手続規則」という。)は、この法律の施行の日から第一条の規定による改正後の労働組合法第二十六条の規定に基づき中央労働委員会の定める手續規則(以下この項において「新手続規則」という。)が公布される日の前日までの間、新手続規則としての効力を有するものとする。この場合において、第三条の規定による改正後の国営企業労働関係法第二条第二号に規定する職員の労働関係に関する事項について手續規則(以下この項において「新手続規則」という。)が公布される日の前日までの間、新手續規則としての効力を有するものとする。この場合において、第三条の規定による改正後の国営企業労働関係法第二条第二号に規定する職員の労働関係に関する事項について手續規則(以下この項において「新手續規則」とい

る)が公布される日の前日までの間、新手續規則としての効力を有するものとされた旧手續規則(以下この項において「旧手續規則」という。)が公布される日の前日までの間、新手續規則としての効力を有するものとする。この場合において、第三条の規定による改正後の国営企業労働関係法第二条第二号に規定する職員の労働関係に関する事項について手續規則(以下この項において「新手續規則」とい

る)が公布される日の前日までの間、新手續規則としての効力を有するものとされた旧手續規則(以下この項において「旧手續規則」という。)が公布される日の前日までの間、新手續規則としての効力を有するものとする。この場合において、第三条の規定による改正後の国営企業労働関係法第二条第二号に規定する職員の労働関係に関する事項について手續規則(以下この項において「新手續規則」とい

前の国営企業労働関係法第二十五条の四の規定に基づき国営企業労働委員会が定めた国営企業労働委員会規則の例によるものとする。

2 中央労働委員会が行う手続について前項の規定によることが適当でないと認められる場合には、その手続は、中央労働委員会の会長が定めるところによるものとする。

(国営企業労働委員会がした告示に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の国営企業労働関係法第四条第二項の規定に基づき国営企業労働委員会がこの法律の施行の際現に発する告示は、第三条の規定による改正後の同項の規定に基づき中央労働委員会が発した告示とみなす。

(中央労働委員会がした処分等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にこの法律による改正前の労働組合法、労働関係調整法又は国営企業労働関係法の規定により中央労働委員会又は国営企業労働委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定により中央労働委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働組合法、労働関係調整法又は国営企業労働関係法の規定により中央労働委員会又は国営企業労働委員会に対してされている申請その他他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律による改正後のこれらの法律の相

當規定により中央労働委員会に対してされた手続とみなす。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。国営企業労働委員会の委員又は職員であった者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

(郵政省設置法の一部改正)

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第八条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条 第九号を削り、第八号を第九号として、二四・四号の一部を次のように改正する。

第八条 第四十四条中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

第九条 第四十四条中「國営企業勞働委員會」を「國営企業勞働委員會」に改める。

第十一条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第十五条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第十六条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第十七条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第十八条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第十九条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十二条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十三条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十四条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十五条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十六条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十七条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十八条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第二十九条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第三十条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第三十一条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第三十二条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第三十三条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第三十四条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

第三十五条 第二条第一項の一部を次のように改正する。

〔閑口惠造君登壇、拍手〕

○閑口惠造君 ただいま議題となりました労働組合法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、労働委員会制度の効率的運営等を図るため、中央労働委員会と国営企業労働委員会とを統合するとともに、所要の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、統合後の中央労働委員会の委員の任命手続、国営企業の地方における労使紛争の処理、中央労働委員会における紛争調整手続、国営企業の事件に関する不当労働行為の審査等のための審査委員会の設置等について規定するほか、日本電信電話株式会社に係る調停事件についての実情の公表等の特例措置の廃止、国営企業の職員に係る在籍専従期間の上限の改正について定めております。

委員会におきましては、労働委員会の統合の理由、地方調整委員の機能、公益委員の一部常勤制、不当労働行為の救済等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしま

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第五 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長(三木忠雄君)。

#### 審査報告書

不動産登記法及び商業登記法の一部を改止する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

不動産登記法及び商業登記法の一部を改止する法律案

昭和六十三年五月十九日

参議院議長 藤田 正明殿

法務委員長 三木 忠雄

#### 附帯決議

政府は、電子情報処理組織を用いて登記事務を行いう制度(登記情報システム)の導入に当たり、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 登記情報システムへ移行し、登記事務の円滑な処理を図るための長期的・総合的計画を速やかに樹立するとともに、その達成のために必要とされる予算及び人員の確保、施設・設備の整備並びに職員の研修の充実について遺憾のないよう万全を期すること。

二 登記情報システムへの移行に当たっては、関係諸団体の意見を十分聴取し、事務処理の円滑化及び関係職員の健康その他勤務条件について十分に配慮すること。

#### (不動産登記法の一部改正)

第一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十  
四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 審査請求(第一百五十二条第一  
百五十七条ノ二)」を「第四章ノ一 電子情報處  
理組織ニ依ル登記ニ関スル特例(第一百五十一  
五十二条第一百五十七条ノ二)」に改める。

ノ一一百五十二条ノ八」に改める。

第二十一条第一項後段を削り、同条第二項中「地図」を「又ハ地図」に改め、「又ハ前項ノ規定ニ依ル証明書」を削る。

おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。

七 地図整備の諸方策を更に積極的に推進すること。

右決議する。

六 登記申請手続の整備を図ることとともに、登記情報公開制度の運用については利用者の利便に十分分配すること。

但土地ノ登記用紙ニ付テハ其保存期間ハ五年間トス。

七 地図整備の諸方策を更に積極的に推進すること。

但土地ノ登記用紙ニ付テハ其保存期間ハ五年間トス。

第二十一条ノ一を削る。

第二十四条ノ一第二項中「二十年間」を「三十年間」に改め、同項に次のただし書を加える。

但土地ノ登記用紙ニ付テハ其保存期間ハ五年間トス。

二十二条第三項に後段として次のように加える。

同項ノ場合ニ於テ債権ノ弁済期ヨリ二十年ヲ経過シ且申請書ニ其期間ノ経過シタル後債権、利息及ビ債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ全額ニ相当スル金銭ノ供託ヲ為シタルコトヲ証スル書面ヲ添附シタルトキ亦同ジ第四章の次に次の二章を加える。

第四章ノ二 電子情報処理組織ニ依ル登記ニ関スル特例

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年五月十二日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案

第七十一条第一項後段を削り、同条第二項中「地図」を「又ハ地図」に改め、「又ハ前項ノ規定ニ依ル証明書」を削る。

外郵送料ヲ納付シテ登記事項証明書ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

指定登記所中別ニ法務大臣ノ指定スル甲登記  
所ノ管轄ニ属スル不動産ニ付テノ登記事項証  
明書ノ交付ニ請求ハ指定登記所中別ニ法務大  
臣ノ指定スル乙登記所ニ於テモ之ヲ為スコト  
ヲ得前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス  
第二項ノ登記事項証明書ノ記載事項ハ法務省  
令ヲ以テ之ヲ定ム  
何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ前条第一項ノ登  
記簿ニ記録シタル事項ノ摘要ヲ記載シタル書  
面ノ交付ヲ請求スルコトヲ得  
第一項及ビ前項ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、  
登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一  
切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
第一項及ビ第五項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙  
ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス  
第一百五十二条ノ四 登記事項証明書ハ第九十三  
条ノ三第四項（第九十三条ノ六第七項、第九  
十三条ノ八第八項、第九十三条ノ十第二項、第九  
第一百一条第三項及ビ第一百四条第二項ニ於テ準  
用スル場合ヲ含ム）ノ規定及ビ民法、民事執  
行法（昭和五十四年法律第四号）其他ノ法令ノ  
規定ノ適用ニ付テハ之ヲ登記簿ノ謄本又ハ抄  
本ト看做ス  
第一百五十二条ノ五 第百五十二条ノ二第一項ノ  
登記簿ニ記録シタル事項過多ニシテ取扱不便  
ト為ルニ至リタルトキハ現ニ効力ヲ有スル登  
記其他ノ法務省令ヲ以テ定ムル事項ニ係ル登  
記ヲ新登記簿ノ登記記録ニ移スコトヲ得  
ナラシムル措置ヲ為ス」ト、同条第三項中「前  
第七十六条第二項及ビ第三項ノ規定ハ前項ノ  
場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同条第二項

登記用紙」トアルハ「前登記簿ノ登記記録」ト  
讀替フルモノトス  
第一百五十一条ノ六 登記事項証明書其他電子情報  
處理組織ニ依リテ作ルベキ書面ニ金錢其他  
ノ物ノ数量 年月日及ビ番号ヲ記載スルニハ  
アラビア数字ヲ用キルコトヲ得  
第一百五十二条ノ七 登記官ハ申請書ニ共同担保  
目録ヲ添附シテ登記ノ申請アリタル場合ニ於  
テ電子情報處理組織ニ依リテ登記ヲ為ストキ  
ハ登記スペキ権利ノ目的タル不動産ニ関スル  
権利ノ表示ヲ為シタル共同担保目録ヲ作成ス  
ルコトヲ得第百二十七条第三項又ハ第百二十一  
八条第二項ノ規定ニ依リ共同担保目録ノ送付  
ヲ受ケタル場合ニ於テ亦同ジ  
第一百五十三条ノ八 第百五十二条ノ三乃至前条  
ニ定ムル場合ヲ除クノ外登記事務ヲ第百五十九  
一条ノ二第一項ノ電子情報處理組織ニ依リテ  
取扱フ場合ニ於ケル前四章及び第百五十七条  
ノ規定ノ適用ニ付テハ此等ノ規定中「登記用  
紙」トアリ及ビ「用紙」トアルハ「登記記録」ト、  
「一用紙」トアルハ「一登記記録」ト、「及ビ第  
二十二条」トアルハ「第百五十二条ノ三第二  
項、第六項及ビ第七項並ニ第百五十二条ノ  
四」ト、「枚数」トアルハ「事項」ト、「新用紙」  
トアリ及ビ「新登記用紙」トアルハ「新登記記  
錄」ト、「前登記用紙」トアルハ「前登記記錄」ト  
シ、此等ノ規定ノ内登記簿ニ為ス行為ニ閏ス  
ル規定中「登記官捺印スル」トアルハ「登記官  
ヲ明カナラシムル措置ヲ為ス」ト、「失抹」ト  
アルハ「抹消スル記号ヲ記録」トス

五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則(第百四十四条—第百一十二条)」を「第三章の二 電子情報処理組織による登記に関する特例(第百三十三条の二—第百一十三条の七)」に改める。

第十条中「何人でも」の下に「手数料を納付して」を加える。

第十三条中「前一条」を「前三条」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 電子情報処理組織による登記に関する特例

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第百三十三条の二 法務大臣の指定する登記所(以下「指定登記所」という。)においては、法務省令の定めるところによりその事務の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登記簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもつて調製する。

2 前項の指定は、告示してしなければならぬ。

い。

(登記事項の摘要を記載した書面の交付)

第百三十三条の三 何人でも、手数料を納付して、前条第一項の登記簿に記録されている事項の摘要を記載した書面の交付を請求することができる。

(登記事項証明書の交付等)

2 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所に備えられた登記簿に記録されている事項を証明した登記事項証明書の交付の請求は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においてもできる。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

5 登記事項証明書は、第三十八条第二項、第六十七条第三号（第七十七条において準用する場合を含む。）及び第四百四条第三項の規定並びに民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

（手数料）

6 第百三十三条の五 前二条の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

（支店所在地における登記）

8 第百十三条の六 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社による本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地において登記す

昭和六十三年五月二十日 参議院会議録第十九号

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案

五一四

する登記の申請は、その支店が指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する

登記所を経由してすることができる。

2 前項の指定は、告示してしなければならぬ。

3 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。

5 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7 前条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第一百十三条の七 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請につき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、選擇なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりそ

の申請を却下したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、

本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならぬ。

4 前二項の規定による通知があつたときは、第二十一条の規定の適用については、登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなす。

（附則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中不動産登記法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百五十二条ノ三第二項から第四項まで、第百五十二条ノ五及び第百五十二条ノ七の規定に係る部分、第二条中商業登記法の目次の改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百十

四十四条、第四十四条ノ二及前条ノ規定ノ適用ニ付テハ此等ノ規定中「登記用紙」トアリ及「用紙」トアルハ「登記記録」ト、「用紙」トアルハ「登記記録」ト、「登記官捺印ス」トアルハ「登記官ヲ明カラシムル措置ヲ為ス」ト、「朱抹」トアルハ「抹消スル記号ヲ記録」トス

（立木に関する法律の一部改正）

第三条 立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条 立木ニ関スル登記事務ヲ不動産登記法第百五十一条ノ二第一項ノ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フ場合ニ於ケル第十三条

（道路交通事故抵当法の一部改正）

第一條中「第四十八条」を「第四十八条ノ二」

（道路交通事故事業抵当法（昭和二十七年法律第四十二条ノ六、第四十二条ノ七、第四十四条ノ二及前条ノ規定ノ適用ニ付テハ此等ノ規定中「登記用紙」トアリ及「用紙」トアルハ「登記記録」ト、「用紙」トアルハ「登記記録」ト、「登記官捺印ス」トアルハ「登記官ヲ明カラシムル措置ヲ為ス」ト、「朱抹」トアルハ「抹消スル記号ヲ記録」トス）

（第六条）

（第六条）

（第六条）

（第六条）

定に係る部分 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（工場抵当法の一部改正）

第二条 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の次に次の二条を加える。

（明治三十二年法律第二十四号）第百五十二条ノ二第一項の電子情報処理組織によつて取り扱う場合における前項の規定の適用については、同項中「登記用紙」とあるのは「登記記録」とする。

（道路交通事故事業抵当法の一部改正）

第五条 道路交通事故事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第四十八条」を「第四十八条ノ二」に改め、同条に次の二項を加える。

2 事業財團に関する登記事務を不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の電子情報処理組織によつて取り扱う場合における第十二条の規定の適用については、同条第二号中「用紙」とあるのは「登記記録」とする。

（第六条）

（宗教法人法の一部改正）

第四条 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条に次の二項を加える。

2 建物又は土地の登記事務を不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第百五十二条ノ二第一項の電子情報処理組織によつて取り扱う場合における前項の規定の適用については、同項中「登記用紙」とあるのは「登記記録」とする。

（第六条）

- しくは第五項（これらの規定を同法第二十一条に改める。）
- （中小企業等協同組合法等の一部改正）
- 第八条 次に掲げる法律の規定（他の法令において準用する場合を含む。）中「登記の更正及び抹消」の下に「電子情報処理組織による登記に関する特例」を加える。
- 一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百三条
- 二 外国保険事業者に関する法律（昭和二十一年法律第百八十四号）第三十三条
- 三 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十八条
- 四 宗教法人法第六十五条
- 五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条
- 六 渔船損害等補償法（昭和二十七年法律第二百八号）第百三十三条
- 七 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第七十八条
- 八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十九号）第八十九条
- 九 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和二十九年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
- 第十一条に次の二項を加える。
- 5 この法律による法人の登記事務を前条の規定により準用する非訟事件手続法第二百二十四条の規定により準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第百十三條の二第二

- （印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）
- 第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項第八号中「第十一項第一項若しくは第十二項第一項」を「第十条、第十二条第一項、第百三十三条の三、第百三十条の四第一項若しくは第百三十三条の六第五項」に改める。
- （登記簿の改製等の経過措置）
- 第十三条 この法律の規定による不動産登記法、商業登記法その他の法律の改正に伴う登記簿の改製その他の必要な経過措置は、法務省令で定める。

- 質疑が行われましたほか、東京法務局板橋出張所において実情調査を行い、また参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。
- 質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本理事より本法律案について反対の意見が表明されました。
- 討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
- 三木忠雄君 登壇 拍手
- 本法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて不動産登記及び商業登記を行う制度の導入を図ることとともに、現行の不動産登記制度の改善合理化等を図るうとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。
- 第一に、法務大臣の指定する登記所においては、登記事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる。第二に、

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。  
〔賛成者起立〕  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（藤田正明君） 過半数と認めます。  
本日はこれにて散会いたします。

午前十時十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 藤田正明君  
副議長 瀬谷英行君

議員	及川順郎君	片上公人君
勝木健司君	平野清君	猪熊重二君
刈田貞子君	木本平八郎君	木本平八郎君
橋本孝一郎君	鶴岡洋君	鶴岡洋君
青木茂君	星長治君	星長治君
中野鉄造君	広中和歌子君	広中和歌子君
拔山映子君	太田淳夫君	太田淳夫君
矢原秀男君	松岡滿壽男君	松岡滿壽男君
和田教美君	飯田忠雄君	飯田忠雄君
堀江正夫君	三治重信君	三治重信君
塩出啓典君	林寛子君	林寛子君
高桑栄松君	中西珠子君	中西珠子君
栗林卓司君	閔嘉彦君	閔嘉彦君

昭和六十三年五月二十日 参議院会議録第十九号

### 議長の報告事項

降矢	敬義君
多田	省吾君
高木健太郎君	
藤井	恒男君
田中	正巳君
熊谷太三郎君	
西川	潔君
陣内	孝雄君
下村	泰君
山田耕三郎君	
二木	秀夫君
矢野俊比古君	
石井	道子君
曾根田郁夫君	
工藤万砂美君	
井上	孝君
増岡	康治君
森田	重郎君
北	寛三君
後藤	公友君
高平	
谷川	
森	
龜長	
鳴崎	
植木	
石本	
世耕	
楓木	
光教君	
均君	
修二君	
正夫君	
友義君	
茂君	
政隆君	
又三君	
寛之君	
竹山	
倉田	
宮崎	
福田	
秀樹君	
裕君	
幸弘君	

下条進一郎君	黒柳 伏見	明君 康治君
田渕 徳永	青島 幸里君	喜屋武眞榮君
坪井 一宇君	勝君	佐藤謙一郎君
浦田 勝君	吉川 芳男君	前島英三郎君
喜屋武眞榮君	林 健太郎君	佐藤謙一郎君
佐藤謙一郎君	志村 哲良君	井上 裕君
前島英三郎君	遠藤 政夫君	遠藤 政夫君
吉川 芳男君	最上 進君	田代由紀男君
林 健太郎君	大河原太一郎君	大河原太一郎君
志村 哲良君	成相 善十君	金丸 三郎君
井上 裕君	佐々木 満君	佐々木 満君
遠藤 政夫君	長谷川 信君	加藤 武徳君
最上 進君	田代由紀男君	木村 睦男君
大河原太一郎君	大河原太一郎君	井上 吉夫君
成相 善十君	佐々木 満君	岡野 裕君
金丸 三郎君	佐々木 満君	佐藤栄佐久君
佐々木 満君	長谷川 信君	本村 孝治君
佐藤栄佐久君	長田 裕二君	松浦 太三君
本村 孝治君	木村 睦男君	野沢 太三君

永野	上杉	茂門君
大塚清次郎君	光弘君	
久世	柳川	公堯君
宮澤	石井	覺治君
藤井	二二君	弘君
岩上	出口	廣光君
岩尾	岩本	孝男君
岩上	官平君	二郎君
沢田	松尾	政光君
土屋	山本	富雄君
西村	真鍋	政光君
尚治君	一精君	賢二君
古賀雷四郎君	義彦君	富雄君
山崎	山崎	龍男君
永田	永田	良雄君
野末	野末	賢次君
高橋	高橋	英夫君
鈴木	鈴木	貞敏君
斎藤	斎藤	夫文君
向山	向山	清孝君
久保田	久保田	真苗君
福田	福田	仁一君
小川	小川	正邦君

青木	小野	木宮	吉村	大城	杉山	仲川	水谷	前田	板垣	坂野	岩崎	山東	宮田	山内	初村滝	中西	一井	秋山	岡部
幹雄君	清子君	和彦君	真事君	方榮君	令馨君	幸男君	力君	勲男君	正君	重信君	純三君	輝君	輝君	一郎君	一郎君	一郎君	淳治君	筆君	三郎君
名尾	松浦	小島	森山	山本	下稻葉耕吉君	中曾根弘文君	河本嘉久藏君	原 文兵衛君	田辺	沓掛	哲男君	哲男君	正和君	真弓君	静馬君	功君	良孝君	良孝君	良孝君

梶原	清君	関口	惠造君
高杉	廸忠君	堀内	俊夫君
斎藤栄三郎君	道君	志村	愛子君
大島	友治君	小山	一平君
林		山田	黙二君
堀内		吉川	春子君
俊夫君		渡辺	四郎君
志村		山口	哲夫君
愛子君		佐藤	昭夫君
道君		近藤	忠孝君
一平君		糸久八	重子君
黙二君		中村	哲君
春子君		佐藤	三吾君
四郎君		松前	達郎君
哲夫君		杏脱タケ子君	
昭夫君			
忠孝君			
重子君			
哲君			
三吾君			
達郎君			

川原新次郎君  
高木 正明君  
大鷹 淑子君  
岡田 広君  
遠藤 要君  
浜本 万三君  
斎藤 十朗君  
平井 阜志君  
千葉 景子君  
吉井 英勝君  
内藤 功君  
及川 一夫君  
橋本 敦君  
橋原 敬義君  
稻村 稔夫君  
諫山 博君  
上野 雄文君  
大森 昭君  
穠山 篤君  
神谷信之助君  
久保 亘君  
志苦 哲君  
吉岡 吉典君  
野田 哲君  
赤桐 操君  
立木 洋君  
安恒 孝且君  
対馬 良一君  
八百板 正君  
秋山 長造君

議長の報告事項  
一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の  
辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣総理大臣

外務委員	梶原 敬義君	小野 明君	補欠
大蔵委員	田 英夫君	野末 陳平君	補欠
社会労働委員	野末 陳平君	田 英夫君	補欠
農林水産委員	中曾根弘文君	石井 道子君	補欠
商工委員	大塚清次郎君	永田 良雄君	補欠
辞任	野末 陳平君	田 英夫君	補欠
辭任	中曾根弘文君	石井 道子君	補欠
辭任	大塚清次郎君	永田 良雄君	補欠
小野 明君	道子君	良雄君	補欠
石井 道子君	道子君	梶原 敬義君	中曾根弘文君

官 報 (号 外)

## 法務委員

辞任

宮本 顯治君

補欠

吉川 春子君

## 農林水産委員

辞任

永田 良雄君

補欠

大塚清次郎君

## 通信委員

辞任

大塚清次郎君

補欠

永田 良雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 科学技術特別委員

辞任

野沢 太三君

補欠

永田 良雄君

最上

進君

## 災害対策特別委員

大塚清次郎君  
前島英三郎君  
林 寛子君

辞任

一井 淳治君

補欠

糸久八重子君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

## 柔道整復師法の一部を改正する法律案(衆第一二号)

昭和六十二年度における農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)審査報告書

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書

労働組合法等の一部を改正する法律案(閣法第三三号)審査報告書

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)審査報告書

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

## クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆第一四号)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一三号)

第十六号中正誤  
ペシ 段 行  
ミタ 四 九 可決さたました  
正  
可決されました